

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	生活困窮者住居確保給付金の支給	
根拠法令・条項	生活困窮者自立支援法（平成２５年法律第１０５号）（以下「法」という。）第６条第１項 生活困窮者自立支援法施行規則（平成２７年厚生労働省令第１６号）（以下「規則」という。）第３条	
所 管 課	生活福祉 部	地域共生推進 課
審 査 基 準	堺市の区域内に居住地を有する生活困窮者であって、次のいずれにも該当する者に対し、生活困窮者住居確保給付金を支給する。 １ 経済的に困窮し、居住する住宅の所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となったものであって、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められるものであること。 ２ 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者であること。 イ 離職の場合又は規則第３条第１号に規定する場合 生活困窮者住居確保給付金の支給を申請した日（以下「申請日」という。）において、離職した日又は事業を廃止した日（以下「離職等の日」という。）から起算して２年（当該期間に、疾病、負傷、育児その他道府県等がやむを得ないと認める事情により引き続き３０日以上求職活動を行うことができなかった者については、当該事情により求職活動を行うことができなかった日数を２年に加算した期間（その期間が４年を超えるときは、４年））を経過していない者 ロ 規則第３条第２号に規定する場合 申請日の属する月において、第３条第２号に規定する状況にある者 ３ 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者であること。 イ 離職の場合又は規則第３条第１号に規定する場合 離職等の日においてその属する世帯の生計を主として維持していた者 ロ 規則第３条第２号に規定する場合 申請日の属する月においてその属する世帯の生計を主として維持している者 ４ 申請日の属する月における当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、申請日の属する年度（申請日の属する月が４月から６月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による市町村民税（同法第３２８条の規定によって課する所得割を除く。）が課されていない者の収入の額を１２で除して得た額（以下「基準額」という。）及び当該生活困窮者が賃借する住宅の１月当たりの家賃の額（当該家賃の額が昭和３８年４月１日厚生省告示第１５８号（生活保護法による保護の基準を定める等の件）による住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額）を合算した額以下であること。 ５ 申請日における当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に６を乗じて得た額（当該額が１００万円を超える場合は１００万円とする。）以下であること。 ６ 公共職業安定所又は職業安定法（昭和２２年法律第１４１号）第４条第９項に規定する特定地方公共団体若しくは同条第１０項に規定する職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に期間の定めのない労働契約又は期間の定めが６月以上の労働契約による就職を目指した求職活動を行うこと。ただし、規則第３条第２号に掲げる事由に該当する者について、当該者が給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると堺市が認めるときは、申請日の属する月から起算して３月間（第１２条第１項の規定により支給期間を延長する場合であって、引き続き当該取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると堺市が認めるときは、６月間）に限り、当該取組を行うことをもって、当該求職活動に代えることができる。 ７ 地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。 ８ 生活困窮者及び生活困窮者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員又は堺市暴力団排除条例（平成２４年条例第３５号）第２条第３号に規定する暴力団密接関係者でないこと。 ○生活困窮者自立支援法施行規則（抜粋） （法第３条第３項に規定する厚生労働省令で定める事由） 第３条 法第３条第３項に規定する厚生労働省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。 １ 事業を行う個人が当該事業を廃止した場合 ２ 就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由又は当該個人の都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は前号の場合と同程度程度の状況にある場合	
標準処理期間	標準処理期間	14日
	標準処理期間を設定できない理由	